

2025年12月1日

九州日本信販株式会社

浜屋aiゴールドカード会員規約の一部改定について

平素は浜屋aiゴールドカードをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、下記のとおり、浜屋aiゴールドカード会員規約の一部を改定いたします。

記

1. 適用開始日

2026年1月1日（木）

2. 改定内容

改定後	改定前
浜屋aiゴールドカード会員規約 (<u>2026年1月1日</u> 改定) 第一章【一般条項】	浜屋aiゴールドカード会員規約 (<u>2025年6月1日</u> 改定) 第一章【一般条項】
第3条（年会費） <u>1. 会員は、当社所定の年会費を負担するものとします。</u> <u>2. 年会費は、毎年カード契約月の翌月に請求するものとします。</u> <u>3. 年会費は、退会・会員資格が取り消された場合その他理由のいかんを問わず、返還しないものとします。また、年会費のみの請求の場合は請求書を発行しないことがあります。</u>	第3条（年会費） 会員は <u>年会費の負担はないものとします。</u>

※改定後の会員規約全文は、2026年1月5日（月）以降に当社ホームページでご確認いただけます。